

一般事業主行動計画

社会福祉法人慶明会

全ての職員がその能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行うとともに、女性活躍推進法及び次世代育成支援について、次のように行動計画を策定する。

<計画実施期間>

令和3年4月1日～令和8年3月31日

<一般事業主行動計画の策定について>

区 分	行動計画
①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供	◆配置・育成・教育訓練について 管理的立場にある役職者を対象とした研修において、女性受講者の割合 75%以上を目標とする。 令和3年度4月以降 女性受講者割合を引き上げるため、法人内で働きかけを行う。
②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備	◆在宅勤務、テレワーク等による労働を、毎年度5名以上実施する。 在宅勤務、テレワーク等の柔軟な働き方を支援するため、制度の導入を行っていく。 令和3年4月より実施予定。

<女性の活躍に関する情報公表項目について>

区 分	情報公表項目
①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供	◆労働者に占める女性労働者の割合 令和7年3月現在 正規雇用労働者 70.2% 全体 292人(うち女性 205人) 非正規雇用労働者 81.4% 全体 70人(うち女性 57人) ◆男女の賃金の差異 【算定期間】令和6年4月度～令和7年3月度 全労働者 85.2% うち正規雇用労働者 87.9% うち非正規雇用労働者 98.5% 【補足】当法人では、賃金において、基本的に男女区別なく、能力や経験年数に応じて設定しています。現在、女性職員は幅広い賃金の方が在籍しています。介護が必要な高齢者そのご家族において、女性職員による介護を好まれるケースが多いこと、女性活躍推進の観点から女性の採用を積極的に行っていることが「男女の賃金の差異」に反映されています。
②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備	◆労働者の一月当たりの平均法定時間外労働時間 【算定期間】令和6年4月度～令和7年3月度 法定時間外労働時間合計 6,932.20時間 対象労働者年間延数 3,687名 一月当たりの平均法定時間外労働時間 1.9時間